

新宿区教育委員会会議録

平成17年第8回臨時会

平成17年11月17日

新宿区教育委員会

平成17年第8回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成17年11月17日(木)

開会 午後 5時03分

閉会 午後 6時20分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美 紀 子	委 員	内 藤 頼 誼
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	鴨 川 邦 洋	教育指導課長	木下川 肇
学校運営課長	杉 原 純	教育環境整備課長	木 村 純 一
生涯学習振興課長	赤 羽 憲 子	生涯学習財団 担当 課 長	小野寺 孝 次

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 宏
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議 案

- 日程第1 議案第79号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第2 議案第80号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について

報 告

- 1 戸山小学校校舎を活用した（仮称）戸山小学校内学童クラブについて（教育環境整備課長）
- 2 新宿区立区民ギャラリーの指定管理者公募について（生涯学習振興課長）
- 3 新宿区立環境学習情報センター及び新宿区立区民ギャラリーの指定管理者の管理業務に係る事業評価報告について（生涯学習振興課長）
- 4 登録有形文化財（建造物）の登録について（生涯学習振興課長）
- 5 学校選択制度区立中学校の選択結果及び抽選の実施について（学校運営課長）
- 6 その他

協 議

- 1 「確かな学力の育成」について（教育指導課長）

開 会

櫻井委員長 ただいまから平成17年新宿区教育委員会第8回臨時会を開会いたします。

本日の会議には木島委員、熊谷委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、内藤委員にお願いします。

議案第79号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について

櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第79号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第79号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について、御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、第12期の新宿区文化財保護審議会委員の委嘱でございます。第11期が11月30日に任期が終了いたしますので、17年12月1日から2年間の委員の委嘱ということになります。

名簿にございますように10名の方、そのうち9名が再任ということでございます。岡田芳朗教授をはじめとして10名で、一番下の鈴木貞夫さんは郷土史でございますが、この方が新任ということになります。

ちなみに、退任された方は今成元昭さんは立正大学の名誉教授で、国文学、宗教学が専門分野でございました。

議案の鏡に戻りまして、提案理由といたしましては、新宿区文化財保護条例第21条第3項に基づき、新宿区文化財保護審議会委員の委嘱を行う必要があるためでございます。

以上、議案の御説明をいたしました。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問ありませんでしょうか。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 皆さんそれぞれ専門の方々で結構だと思うんですが、再任があまり度重なると。そういう方はおられないけれども、仮に10期務めるとなると20年ですよね。どのぐらいやっていただくというような原則的な考えはありますか。それとも、適材であれば何年でも再任

していただくという考え方なんでしょうか。あるいは、年齢的な、お幾つまでとか、そういった原則はあるんでしょうか。

生涯学習振興課長 再任の原則でございますけれども、一応5期10年ということでお願いをしていくということで、第11期の委嘱のときからそのような原則でお願いするという事になっております。しかしながら、長い間そうしたルールなしに経過しているということもありまして、経過的な措置として激変緩和のためにその期間を超える先生にも継続をお願いしながら、徐々に原則に近づけていくという考え方でございます。

年齢の制限は特にございません。1期2年をきちっと務めていただけるということで考えております。

櫻井委員長 よろしいでしょうか。

内藤委員 はい。

櫻井委員長 これは年に何回とか定例会ではないんですね。

生涯学習振興課長 ただいまのところは年に4回の審議会を開催させていただいております。しかしながら、特定の課題がある場合には回数を増やすこともございますし、また、部会を設置して、特別の事項について検討するという事も可能になっております。

櫻井委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

私もやはり任期の上限があるのかなと思ったんですけれども、徐々にということでございますね。わかりました。

内藤委員 付随的な質問で恐縮ですが、今回再任されて5期目の方がおられますね。この方々は5期10年という原則ができてからの御就任なんでしょうか。

生涯学習振興課長 5期10年という基準を持つようになりましたのは第11期、すなわち2年前からでございます。その前そうしたものはなしに更新をお願いしてきております。今回も8期目あるいはその次が7期目という先生がいらっしゃいますけれども、これは激変緩和という意味で残っていただく必要があるというふうに判断しているものです。

内藤委員 任期の長さとか年齢とかは、長くやったらだめだとか、お年だからだめだということ言う考えはありませんで、適材であればそれで結構だと思います。

櫻井委員長 ほかにございませんでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第79号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

櫻井委員長 では、議案第79号は原案のとおり決定いたしました。

議案第80号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について

櫻井委員長 次に、「日程第2 議案第80号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について」を議題といたします。

では、説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 議案第80号について御説明をいたします。「新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について」。

1枚めくっていただきたいと思います。新宿区教育委員会教育長は、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第2条1号の規定に基づきまして、下記のとおり、教育委員会の権限に属する事務について臨時に代理を行ったものでございます。

1番目は、臨時代理の要件該当性ということで、11月15日に幼稚園園児の募集の抽選を実施する予定だったわけですが、2にございますように、11月9日に臨時代理を行っておりますけれども、11月9日現在では応募状況、それから保護者の要望状況から、「平成18年度区立幼稚園における学級編制方針について」の一部変更が必要となりました。したがって、教育委員会の規則第2条第1号に規定する緊急に処理しなければならない事由が生じ、教育委員会を招集するいとまがないときに該当するというふうに判断しております。

臨時代理を行った日が11月9日でございます。

臨時代理を行った事務の件名が「平成18年度区立幼稚園における学級編制方針について」の一部変更でございます。

変更内容につきましては、愛日幼稚園の4歳児学級の定員30名のところを、35名受け入れることとし、応募が35名を超える場合は抽選を行う。もう1点は、退園等により空きが発生した場合は、補欠登録者を35名を限度として受け入れるということで、変更の学級編制方針につきましては、お手元にお配りしております別紙の4ページ、2枚目の裏でございますが、(2)の 、 を追加しております。内容は、今申し上げました変更内容をここに書いてございます。

それから、変更の理由でございますが、愛日幼稚園は、9月から中町保育園との連携事業として預かり保育を実施しております。来年1月以降は給食の実施を予定しております。11

月9日現在願書の提出件数が30件を超えておりまして、もう1枚資料がございまして、結果的に40名の応募になったわけです。応募人員が定員数を大幅に上回ることが予想されるということで、この状況に対しまして、連携事業に協力してきた保護者からの地域や弟妹を優先するよう要望が出ておりました。しかし、地域や弟妹に対する特例措置は対象者があいまいであること、区立幼稚園全体に対する影響が大きすぎることから、採ることができないと判断いたしまして、連携の特例措置として受入人数を35名としたものでございます。

鏡に戻りまして、提案理由といたしまして、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第2条第1号の規定に基づき、新宿区教育委員会教育長が臨時に代理を行ったので、同規則第3条1項により報告し、承認を得る必要があるためでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をお願いいたします。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 特例措置ですか、定員を増やしたということはまことに妥当な措置だと思います。ただ、5人増やしたということは、施設とか先生はじめ人員の関係とかで5人というのはぎりぎり限度だったのでしょうか。

学校運営課長 定員を35人に増員しましたのは、35名は文部科学省が定めている幼稚園の1学級の基準の上限でございます。そこまではひとつ合法性があると判断し、保育室の広さにつきましても、愛日幼稚園の保育室はかなり大きめの施設でございますので、十分に対応可能と考えております。

なお、教員の方は、以前、西戸山幼稚園に特例措置として35名としたときに、補助教員を入れておりますので、このたびも同様の対応をとりたいと考えております。

櫻井委員長 この処理については全然問題ないと思うんですが、事前にこういうことは読めなかったものなんでしょうか。

学校運営課長 ある程度人気を集めるかなという予測はしておりました。ただ、本日別表で現在の応募状況についての表を掲載しておりますが、3歳児保育を13の園で行うようになって以来、公立幼稚園の新入園児が集中するのは決まって3歳児保育を実施している園と、4歳児からの入園がここまで増える例が従来ほとんどなかったものですから、連携に伴う預かり保育等への期待から30を超えるかもしれないという予測はしておりましたが、それがどのくらいの数字になるのか。その場合に定員を仮定に基づいて想定すると、そういう学級編制方針の立て方が果たして可能なのか、そのあたりで判断がつかかねて、実際に応募要綱をと

りに来られる方が増えてから対応を検討し始めたところでございます。

櫻井委員長 聡明な行政がちょっと泥縄式かなと、人間味を感じた次第でございます。

内藤委員 そういう意味では来年度以降傾向を見る必要がありますね。場合によっては2学級編制にするとか、対応策を来年度以降確定していく必要はあると思いますね。

櫻井委員長 飛躍しますけれども、こういう事態が生じずるということは、小学校、中学校にもそういう可能性が出てこないのかなと心配になってきたんですが。ちょっとそれは急ですね。

内藤委員 急に増える。

櫻井委員長 はい。そんなことはありませんか。

学校運営課長 愛日幼稚園は、ほかの園ではやらないサービスを新たに始めて、それが大きく指示されたために応募が多かったと考えておりますが。これが果たしてそのまま愛日小学校への人気につながるかどうか、そのところはまた別ではないかと。実際、愛日に最終的に応募された方は38名でございました。35名で抽選をし、3名の方が外れて、お1人は市谷幼稚園に行かれるということで、2名待機されているんですが、応募者の分布状況をつぶさに調べたところ、休園になっている江戸川幼稚園の管内、近隣の津久戸幼稚園と市谷幼稚園の管内の方もいらっしゃいますので、愛日小学校の学区域を中心に近隣の小学校の区域に就学の際はまた戻るかもしれないと、そう考えております。

櫻井委員長 いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第80号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について」を原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第80号は原案のとおり承認いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 戸山小学校校舎を活用した(仮称)戸山小学校内学童クラブについて

報告2 新宿区立区民ギャラリーの指定管理者公募について

報告3 新宿区立環境学習情報センター及び新宿区立区民ギャラリーの指定管理者の管理業務に係る事業評価報告について

報告 4 登録有形文化財（建造物）の登録について

報告 5 学校選択制度区立中学校の選択結果及び抽選の実施について

報告 6 その他

櫻井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告 1 から報告 5 までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

では、説明をお願いいたします。

教育環境整備課長 私の方から。報告の 1 番目でございますが、戸山小学校校舎を活用した（仮称）戸山小学校内学童クラブについて御報告申し上げます。

本件につきましては、福祉部から依頼された件でございます。本日の教育委員会への報告を経て福祉部に回答したいと考えているところでございます。

内容でございますが、お手元の資料を見ていただければと思います。百人町の児童館で実施している学童クラブが大幅な定員超過の状態でございます。そのために、第四次の実施計画で平成19年度から事業開始が予定されている学校内学童クラブとして、戸山小学校の校舎の施設の一部を活用して学童クラブを実施するというものでございます。

実施場所に関しましては、お手元に机上配付いたしました地図がございまして、戸山小学校と、左に百人町の児童館がございまして、この百人町の児童館自体は継続してやりますが、その一部を戸山小学校で対応していくということになるわけでございます。実施場所といたしましては、戸山小学校でございまして、百人町 2 - 1 - 38で、現南側校舎 1 階の工作室及び校庭ということで実施するものでございます。

事業期間でございますが、期間は平成19年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日までの 5 年間というふうに期間を限定しているものでございます。その理由は、ここで学童クラブを実施する上で、児童の需要動向がその時点でどうなるかというのが現時点では正確につかめないために、期間限定で行う。ただ、その時点でまだ需要があるような状況であれば継続してやるということになるかと思えます。

また、平成19年度からやるわけでございますので、18年度に校舎の使用箇所の改修工事等々を行います。使う場所は福祉部が行って、その他工作室等々が使えなくなるわけですが、そういうところはほかのところを教育委員会が対応していくということでございます。

事業内容でございますが、大きくは 2 つありまして、学童クラブ事業と校庭等活用事業ということでございます。

学童クラブ事業の方は、工作室の150平米程度を利用いたしまして、小学校の 1 年生から

3年生まで、障害児等については6年生まででございますが、就労家庭児童の放課後の健全育成を行う。定員は40名を予定しております。実施時期は、月曜から金曜で、放課後から19時まで、学校が休みの日は8時から19時までということで対応していくということでございます。

校庭等活用事業といたしましては、学校及び教育委員会の事業として校庭を使用しない時間帯に、学童クラブで入館チェック、これは学校から直接行ってしまうという形はしないということで、必ず学校から一回出て、あとで図面は説明しますが、学童クラブは別の入口をつくりまして、そこで入館チェックをした上、放課後の校庭を活用するという事業でございます。対象は戸山小学校の在籍児童及びその他の小学校の1年生から6年生。実施時間としては、月曜から金曜、放課後から日没または18時ということで実施します。土日祝日休業日においては事業は原則として実施しないんですが、例外的に実施する場合は教育委員会と事前協議をして対応するというところでございます。

2ページ目でございますが、利用規模といたしましては、学童クラブの利用は、登録児童が約40名程度。ここに書いてあるのは現在のデータでございますので、見ていただければと思います。戸山小学校の児童が約半数、西戸山小学校が約半数ぐらいを締めて、ほかの小学校はわずかという形でございます。

(2)の校庭等活用事業に関しましては、戸山小学校の在籍児童の利用が主で約半分程度ということで、学校内で事業を行うことによってより戸山小学校の児童の活用に資するというところで考えているわけでございます。

そのほかは、福祉部からの資料でございまして、最後の6ページの図面を見ていただきますと、場所が特定してありますが、校舎の南西の位置、図面で言いますと、特別教室と書いてあるところが図工室、工作室でして、そこを活用してやるということで、入口は別に専用の門を新設して対応するというところでございます。

その後ろの7ページを見ていただきたいと思います。ちょっとごちゃごちゃしておりますが、学童クラブで図工室を使うことになりますので、図工室は第二音楽室の位置へ移動し、第二音楽室は研修室の位置へ移動、図工作品室と備蓄倉庫の位置を入れ替えるということで調整して対応していくものでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 では、生涯学習振興課長ですか。

生涯学習振興課長 それでは、新宿区立区民ギャラリーの指定管理者の公募につきまして御

報告いたします。資料2をごらんください。

区民ギャラリーの現状でございますけれども、昨年の4月から指定管理者制度を導入し、利用料金制を採用しております。環境学習情報センターとの複合施設のため、効率的運営の観点から同一の指定管理者が一体的に管理するものとし、現在、特定非営利活動法人新宿環境活動ネットが指定管理者として管理運営を代行いたしております。なお、この事務に関しましては、環境土木部に執行委任をしているものでございます。

指定期間が来年の3月で終了することから、平成18年4月1日以降の指定管理者を新たに選定するために、公募を行うものでございます。

対象施設につきましては、記載のとおりでございます。

指定期間は、平成18年4月1日から3年間ということで考えております。

選定委員会ですけれども、要綱によりまして選定委員会を設置して選定を行います。事務局は環境土木部環境保全課が担当いたします。委員数は7名で、教育委員会の関係では、新宿区社会教育委員が1名、新宿区職員として教育委員会事務局次長が構成メンバーとなっております。

選定の方法ですが、第一次審査（提出書類による審査）、第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリングによる審査）を実施して、候補団体を選定いたします。その後、選定された候補団体について、来年の第1回定例議会に付議し、議決を経て指定管理者を指定していくものでございます。

裏面にはスケジュールが記載されております。昨日の区広報で公募を開始いたしております。

11月30日に応募希望の申込みを締め切ります。前後して2回、現場説明会を開催して、12月20日に申請を締め切ります。

年が明けまして、選定委員会を2回開催して、2月3日の教育委員会に指定管理者指定議案提出を付議させていただき、第1回定例議会に上程してまいりたいと思っております。そして、18年4月1日に管理代行開始ということにさせていただきたいと考えております。

続きまして、平成16年度新宿区環境学習情報センター及び新宿区立区民ギャラリーの指定管理者の管理業務に係る事業評価報告書に基づきまして、事業評価の報告をさせていただきたいと思っております。

報告書の2ページをお開きいただけますでしょうか。事業評価の目的でございますが、真ん中より少し下ですね、平成16年度の業務実績が協定書に基づいて不足なく行われているか

どうか、また、施設の設置目的に照らして適切に管理されているかどうかを、第三者の目からチェックして、今後の業務管理に反映させるというものでございます。

3ページ、評価対象施設の概要でございます。重複いたしますので、簡単に申し上げます。施設の愛称は「エコギャラリー新宿」となっております。その1階の部分が区民ギャラリーとなっておりまして、約601平米、展示ホール部分は260平米。これを有料貸出しております。

開館時間は、区民ギャラリーは午前10時から午後6時でございます。

開設は、区民ギャラリーは平成2年でございます。

施設管理者は、特定非営利活動法人新宿環境活動ネットで、来年の3月31日までの期間で指定を受けさせております。

管理業務の概要でございますが、1番、施設運営業務、2番、施設管理業務、3番として環境学習関連事業の運営となっております。区民ギャラリーに関しては、施設の運営ですね、貸出事務のみを委託しておりまして、事業の運営については委託をしておりません。

ここから先につきましては、環境学習センターの事業運営に関する部分は省いて簡単に触れさせていただきたいと思っております。

4ページ、評価の概要でございます。評価者はこれら施設の指定管理者評価委員会でございます。評価委員会の構成は9名でございます。16ページにその名簿がございます。お聞きいただけますでしょうか。有識者の中に、社会教育委員として矢口悦子先生が入っております。それから、区職員として、教育委員会事務局次長が入っております。

5ページに戻っていただきまして、評価結果でございます。1番の施設の管理運営業務に関すること、B。2番は飛ばしまして、3番、収支状況に関すること、B。総合的な評価としてBでございます。Bというのは適切に行われているという評価でございます。総合的にみて協定書に定められた内容はほぼ満たされており、初年度としては概ね良好に管理業務が行われていたと認められるものでございます。

なお、排水設備や空調機の不具合がたびたび起こるなど、施設の老朽化に対して区が対応すべき点も見られ打という指摘がございました。

ページをめくっていただきまして、各評価項目に関する評価結果でございます。(1)の施設の管理運営業務に関することとして、特に企業や団体、大学等との連携を十分に活用した運営を行っている点等が評価される点として指摘されております。この内容は寄附を積極的に受けたり、インターンを受け入れたりして、活性化を図ったというものでございます。

それから、区として取り組むべき点が7ページに記載されております。やはり施設設備の

根本的な改修を検討する必要があるという指摘です。それから、公園内のホームレスについても、区が一層の対策を講じる必要があるというものでございます。この2つについてですけれども、まず改修については今年度の予算で必要と思われる改修を実施いたします。それから、公園内のホームレスということでは、相当に効果が上がっておりまして、平成16年度当初に見られたようなたくさんのホームレスの方が周囲にいらっしゃるという状況が見られなくなっているということです。

それから、11ページ、収支状況に関する評価でございます。評価の結果、支出は予算に基づいて適正に支出されており、また、会計管理については会計士への委託により適正に処理されていましてということで、評価できる点として、経費の削減について努力をし、結果として158万3,033円の剰余金を出して、区に返還していること高く評価できると言われております。

以上、大変雑駁でございますけれども、事業評価報告書の報告を終わらせていただきます。

続きまして、登録有形文化財（建造物）の登録について御報告をさせていただきます。資料は「報告4」という写真がついているものです。

名称は「一瀬家住宅」。所在地、新宿区市谷左内町29。年代、昭和5年。登録基準、再現することが容易でないもの。特徴・評価、東面敷地の中央北寄りに建っており、桁行7間、梁間5間半で、木造2階建て、切妻造、棧瓦葺、基礎はRC造で堅牢に造り、柱、梁等の主要構造材にインドネシア産の礎木を用い、外壁を下見板張りとする。特徴ある木材を用いた昭和初期の上質の戸建て住宅であるということでございます。

これは、あした文化庁によります文化審議会が開催されまして、そこで国の有形文化財としての登録の答申が出されて、同日告示されるという段取りとなっております。登録有形文化財は保存及び活用のための措置が必要とされているものを幅広く登録し、ゆるやかな保護制度を講ずることによって所有者の自主的な保護に期待する制度として、平成8年に新設されたものです。

本年2月に所有者の一瀬様から連絡がありまして、有形文化財として登録をしたいという申し出がありましたため、新宿区教育委員会から東京都を通じ文化庁に申し出の書類を進達していたものでございます。

今後の取扱いですけれども、区内で1例目のものになるわけですが、個人の住宅でありまして、持ち主の御意向とこれからも個人住宅として利用していくということから、区として積極的な広報活動は控える考えでございます。ですけれども、こうした登録をされますと、

公開というのが一定の義務になってまいるわけですが、こうした建造物の場合には道路から見るができるということをもって、公開に替えるという解釈がなされておりますので、特別の公開の機会を設けなくてもよいと考えられているのでございます。

以上です。

櫻井委員長 ありがとうございます。

では、学校運営課長、お願いします。

学校運営課長 それでは、平成18年度の学校選択制度、中学校の選択結果と抽選の実施について御報告をいたします。

こちらの表は、左から受入可能数、通学区域内の生徒数、選択希望者、これはほかの学区域の選択希望者です。その学区域から他校への選択希望者を差し引いた合計の数字が右端でございます。進学者の総数が昨年から149名増えて、1,629名でございますので、多くの学校で昨年よりも数字は大きくなっておりますが、この数字はこれから国立あるいは私立の中学校に進学するだろう子どもたちも含めたままの数字でございますので、右側の計が受入可能数を上回っておりますも、必ずしも抽選という数字ではございません。抽選を実施しますのは上から3番目の牛込第三中学校と5番目の西早稲田中学校の2校でございます。

18年度の特色として、ほかからの選択の希望が多かった学校は牛込第一中学校が増えております。ほかへの選択の希望が多かったのは新宿中学校で、昨年と同様ですが、数字は少なくなっております。最後の西戸山第二中学校が流出が多く、大変少ない人数となっております。

裏面にまいりまして、抽選を実施する学校について述べております。抽選実施の判断は、今後の通学区域内への転入等があっても、受入可能数を確実に上回らないと考えられる生徒数を過去数年のデータから算出して、抽選基準を決定しております。

抽選基準を上回る選択があった学校について抽選を実施するというものでございまして、2の抽選対象校が、先ほど申しました2校です。数字のうち、Bの抽選基準である161名と215名を当選とするベースの数とします。右側に当選と補欠の数を載せております。

各学校ごとの説明としまして、(1)牛込第三中学校は、兄弟が通学している方を優先して8名全員入学させます。その他の方は、当選が10名、補欠が24名。

次に、西早稲田中学校ですが、兄弟関係は4名で、こちらは全員入学させ、その他の方は当選が11名で、補欠が20名でございます。

抽選は昨日、11月16日に実施し、本日結果を発送しております。

補欠の繰上等につきましては、今後の転出の状況や国・私立中学への進学状況等によって、2月28日に最終の決定をし、補欠登録の有効期限もこの日までとさせていただきます。

以上、雑駁ですが、中学校の選択結果と抽選の実施についての報告といたします。

櫻井委員長 ありがとうございます。

これで報告5までの説明が終わりました。

報告1について、御質問、御質疑のある方、お願いいたします。学童クラブについてですが。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 一つ疑問に思うのは、このぐらいの工事が18年度、それはいろいろな工事があったということがあると思うんですが、平成18年度いっぱい、着手の優先順位はおのずからあると思いますけれども、工事の規模だけ考えるとこういうものはこれから冬休み、春休み、あるいは、夏休みを使って、18年度秋ぐらいには、我々の常識からいうと当然過密状態を解消できると思いますが、その点いかがですか。

教育環境整備課長 工事自体は18年度の夏休みを使いまして、学校に支障がない範囲で行いたいと考えております。福祉部の事業自体は19年度から行うということになっております。

内藤委員 そうすると、年度途中で移動というか分割するのは適当でない。人の手当とか、そういったことですか。

教育環境整備課長 事業の実施は福祉部で考えているものでございますが、年度単位としてやる方がよりスムーズに行くということでそういう考えかと思えます。

内藤委員 そういうことであれば。

櫻井委員長 学校内学童クラブがあるのはほかにもあるんですか。

教育環境整備課長 富久の小学校で幼稚園の部分を使って学童クラブをやっております。

櫻井委員長 今ひとつよくわからないんですが、これは戸山小学校にすると、今現在、戸山小学校の子どもたち100人が学童クラブに行っているけれども、その子たちが自分たちの学校の学童クラブに来るだろうという読みですね。

教育環境整備課長 その点はそのとおりでございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

では、報告2はいかがでしょう。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 私、決まりを失念しちゃったんですが、現在の指定管理者は継続する場合も公募という手続きは踏むことになっているのでしたっけ。

生涯学習振興課長 指定期間が満了いたしまして、随意契約的に現在の管理者を引き続き指定管理者とするという判断に立ちませんでしたので、新たに公募をしてみたいです。

内藤委員 評価は適正に行われている、適正に行われているという評価だけれども、継続する場合は随意契約ですか。公募するということはあくまでほかの指定管理者を募ると、そういうことですね。

生涯学習振興課長 現在の指定管理者も公募をする権利はあります。

内藤委員 なるほどね。

櫻井委員長 今までの実績とかは何も加味されないわけですね。

内藤委員 この評価は生きるだろう。

櫻井委員長 生きるんですか。

生涯学習振興課長 現在、評価基準については策定中でございます。

選定の方の評価基準ですね。

櫻井委員長 では、2はよろしいですか。

報告3についてはいかがですか。

内藤委員 これはCかDがつくのは区じゃない。環境整備を区として取り組めという評価がはっきり出ていると思いますが。

生涯学習振興課長 早速に取り組みさせていただきました。

櫻井委員長 ちょっと確認したいんですが、管理業務の概要というので、今の指定者には1と2しかない。今度は3も含まれるということですか。

生涯学習振興課長 区民ギャラリーの管理代行に関しては、施設の管理と貸出の事務ということで次期も考えております。特に事業について委託をしていく考えはございません。

櫻井委員長 よろしいですか。

では、報告4、有形文化財の候補についてですが。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 登録有形文化財に指定されると簡単に改築できないとか、そういう制約が当然かかるとは思いますが、持ち主から見てどういうメリットがあるんですか。補助金みたいなものが出るんですか。

生涯学習振興課長 持ち主の方にとってのメリットでございますが、修理・整備を行うための経費の一定部分について低利融資が可能です。また、修理の設計管理費の50%の補助を受けることができます。それから、税制面として家屋の固定資産税が2分の1軽減。これは市区町村が判断をした上でございますけれども、その軽減を受けることができると。それから、家屋の地価税の2分の1が軽減されるということになっております。

櫻井委員長 棧瓦葺というのはどのことを言うんでしょうか。

内藤委員 棧が瓦葺なんですよ。

櫻井委員長 結局、外観ですよ。

内藤委員 うん、外観の一部だね。

櫻井委員長 棧というのはどこにあるんですか。

内藤委員 しかし、どこが瓦葺なんだろう。

生涯学習振興課長 申しわけございません。今調査いたしますので。

内藤委員 これは「さいがわら」というの。

櫻井委員長 「さんかわら」。

内藤委員 ああ、「さん」ね。障子の棧なんかの「棧」にも使う字だね。

櫻井委員長 見たところあまりよくわからないので。

内藤委員 でも、波うっているぜ。

櫻井委員長 瓦は普通のなんじゃないんですか。

生涯学習振興課長 申しわけございません、後日回答させていただきます。

櫻井委員長 お願いいたします。下らないことでごめんなさい。

報告4はそんなものでよろしいでしょうか。

何かございますか。よろしいですか。

内藤委員 結構でございます。

櫻井委員長 では、報告5につきましてはいかがでしょう。中学校の第一次選択状況です。

よろしいですか。

内藤委員、よろしいですか。

内藤委員 はい、結構です。

櫻井委員長 それでは、ほかに御質問がなければ、報告事項は以上で終了といたしますが、

報告6、その他はいかがでしょう。

教育政策課長 ございません。

櫻井委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

協議 1 「確かな学力の育成」について

櫻井委員長 次に、協議に入ります。

「協議 1 「確かな学力の育成」について」を、事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長 それでは、「確かな学力の育成」への新たな取り組み（案）について、よろしく御協議のほどをお願いいたします。

この「確かな学力」につきましても、平成18年度の最重点の課題・施策として取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

目的は、子どもに基礎・基本を確実に身に付けさせ、学力の確実な定着を図り、子どもの学習環境を保障するため、学校の主体的な取り組みを生かしつつ、個に応じた指導の充実を図る人的配置及び環境を整備するというところでございます。

特に校長の経営方針、人事計画に基づいて、弾力的・主体的な経営、学校運営ができるように考えております。今回資料には、「確かな学力」については、一部、学力観について偏った見解、あるいは、知識・理解に偏った見解がありますので、念のため「確かな学力」については、そこに図示しましたように総合的なものであるということを付け加えた上で、「確かな学力の育成」を図っていくというものでございます。

背景でございますけれども、幾つか主なものを指摘させていただきました。1つには、学力低下の問題がございます。決して新宿区の子どもが学力低下ということはございませんけれども、実際のところ学習内容が厳選され、教科の指導時間が2割削減されたということから、学力低下を招くのではないかと指摘の声や学習指導要領そのものの見直しの声が上がっていることが第1点目でございます。

第2点目として、学力調査の結果から、国内外の調査から基礎・基本の確実な習得に加え、思考力・判断力・学ぶ意欲などの「確かな学力」を育むことが課題として認識させられております。

3点目として、年間授業日数の問題でございますが、学習指導要領が一部改正され、学校は確実に時数を確保することが一層強く求められております。各学校は、週の時間数を増加させたり、学校行事を精選したり、始業式後の時間数を増加したり、血のにじむような努力をしているところでありますけれども、年間授業時数の確保はいまだ厳しい状況でございます。

次に、必要性でございますが、学力向上への期待ということで、確実に学力低下の心配を払拭し、一層学力の向上を図るための課題は、基礎・基本の確実な定着、落ち着いた学習環境を提供し、学習の積み残しを解消し、円滑な小中連携を図ること、更にはより個に応じた学習指導の展開や魅力ある質の高い授業を提供し「確かな学力の育成」等が望まれております。

裏面へまいりまして、このような視点に立ちまして、3つの柱で取り組んでまいりたいということでございます。

第1点目は、区費非常勤講師の拡充でございます。既に計画事業として実施している少人数学習をさらに充実するとともに、子どもの発達や学習のつながりに配慮した小学校と中学校の連携、いわゆる小1プロブレムや特別支援教育への対応等、子どもの実態に応じたきめ細かな指導を行えるよう、区費の非常勤講師の拡充を図っていくということでございます。

第2点目は、年間授業日数の拡充でございます。年間授業日数を拡充する方策について、学校関係者、保護者、地域の方、学識経験者からなる検討会の提言や学校現場などの幅広い意見を参考に検討してまいりました。この結果、ゆとりある教育課程の中で「確かな学力」を育成するため、区立小・中・養護学校の夏休みを短縮して年間の授業日数を拡充するというところでございます。具体的には、8月25日から2学期を開始し、授業日を5日間増やすことでございます。

また、これをきっかけとして、学校の年間カリキュラムを見直し、長期休業中の家庭での学習との連携を進めることが大事な要素となっております。

3点目は、教員の授業力の向上でございます。これまでの教員研修の充実に加え、子どもにとってわかりやすい授業とはどんな授業かを明らかにし、教員の資質・能力、指導技術の向上等、教え方が上手な教員の育成方法についての研究・検討を進めてまいります。これによって、教員が指導方法を改善し、魅力ある質の高い授業ができるよう、授業力の向上を図ってまいります。

また、校長の学校経営への支援や教員への指導を行う専門の職員を派遣してまいります。

以上、3本柱を重点として取り組んでまいりたいので、よろしく御協議いただければと思います。

なお、本日は参考資料として「新宿の子どもたちに確かな学力を」という表題のつきました（教え上手な先生あり方検討会）の中間のまとめを御用意させていただいておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

教育政策課長 私の方から若干補足させていただきたいと思いますのは、今、指導課長が御説明いたしました資料にもう1枚、「今後の予定」ということで「参考」というものがございます。これはあくまでも予定ということですので、若干変更になる部分があると思いますが、御了解いただきたいと思います。

それから、今、指導課長が御案内いたしましたものも本日の参考ということで、本日の協議につきましては、指導課長が御説明した1枚目の部分について御協議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

櫻井委員長 ということでございますが、いかがでございましょう。

あと何回の方針を決定するということですか。

教育政策課長 本日は協議ということで、「確かな学力の育成」への新たな取り組みの方針（案）として決定していただきまして、来年の1月の定例の教育委員会で議案として御提出いたしますので、その際御承認をしていただくという段取りで今のところ考えております。

櫻井委員長 きょうは責任重いじゃないですか。議案として提出してしまうのですが、いかがでしょうか。

教育政策課長 説明不足で申しわけありません。実はパブリックコメントを予定しておりますので。重要な施策案件につきましては、区民の方の御意見をいただいた上で教育委員会として意思決定していくということですので、そういった手続きを踏んでの議案を1月に御提示したいということでございます。

内藤委員 夏季休暇の短縮についてはいろいろ研究されたと思いますが、1学期を長くするという選択肢も当然あると思うんです。夏季休暇に入る時期は変えないで、終りを短くするという選択は、1学期を延ばすのに比べてどういうメリットがありますか。

教育指導課長 実際に関係者から御意見をいただいたときに、今のお話のように1学期を延ばすのもよろしいのではないかというような御意見もいただきました。もちろんそのメリットも十分にあると思います。ただ、ひとつは、現在の7月20日、海の日あたりから、7月の下旬、8月の上旬というのは天候が安定しておりまして、その間に新宿区の子どもたち夏季施設を実施していますので、その夏季施設を円滑に天候の安定したところで実施するという点では、現行のように夏休みは今の時期に入った方が実施しやすいとか、そういう具体的なこともございます。

何よりも今回重視したことは、2学期の始まりを8月25日に設定することによって、それ以前に学校と教育委員会が家庭教育に対して、生徒個々の課題を明らかにして十分な取り組

みをお願いし、それをさらに具体的に支援し、支援した結果、つまり家庭学習とかいろいろな社会的に身に付けなければならないしつけの部分等々も含めて、課題を示して、その課題を夏季休業中、今度は30日になるわけだけれども、その課題をどのぐらいうまく克服できているか、取り組めて成果を上げているかということ、2学期の当初に検証していきたいと。

場合によっては、学校ごとに取り組みはさまざま、子どもの実態によってさまざまになるかとは思いますが、個別学習や習熟度別学習が必要であれば、2学期の延ばした最初のところでそういう取り組みなどが十分できるということも含めて、子どもの個々の課題を明らかにして、その課題解決を考えるとやはり2学期当初が、延ばすことが適当という判断に立ってこうした御提案をさせていただいているところでございます。

櫻井委員長 委員協議会でも一回伺ったんですが、もう一回教えていただきたいんですけども、今の時点では夏休みを5日間前倒しというのがベストかなと思いますが、二期制という選択肢がありましたよね。そのデメリットはどんなものでしたっけ。

教育指導課長 手元に資料がないので具体的、客観的に出てきたものについては正確なところがないんですけども、最大の欠点というのは、3学期あれば3回の学習の評価をして通知表を出して、家庭がそれを振り返りながら、また新たな学期に備えていくというメリットがあったというふうに思いますが、二期制の問題は授業時数の確保ということで、そうした事務的な作業を減らして、前期・後期の2回に分けるということでございますので、その点については評価回数を減らすということ。そして、評価回数を減らすことだけではなくて、それに伴って、非常に細かいことですが、終業式や始業式の回数も減る。そういう儀式的な行事も減ることによってさらに授業日数を確保することができる等々のことがあるわけですが、逆にいうとそのことがデメリットになるということです。

つまり、子どもにとって儀式的な行事を減らすことがいいのか。やはり子どもに静寂な環境の中で一つの式を行って決意を新たにさせたり、振り返らせたりする機会はあるものではないかということ。それから、もっと大切なことは、評価をし、その評価を家庭に伝えていくという評価回数を減らすことによって、綿密な評価の機会を親に伝える、保護者に伝えるという回数が減っていくことが果たして適当なのかということでは、結果的に二期制を導入した区市町村は三期制に戻すとか、そういう状況もありますので、今回本区にあっては慎重にならざるを得なかったという経緯がございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

金子教育長 それと、前期・後期になるわけですが、前期の間に大きな夏休み期間が

入ってしまうということで、学期としての統一性というんですか、それがなくなってしまうということですね。

今、指導課長が言いましたように、（教え上手な先生あり方検討会）報告の6ページの中ほどの「夏季休業日短縮の時期及び日数」のところで、なぜ8月の終りがよいのかということ、夏休みを有効的・効果的に家庭学習との関連で使って、8月の終り、2学期の最初に家庭学習の成果を検証しながら、秋以降の勉強につなげていくということ。夏季休業を効果的に使えるということで8月の終りにし、かつ、三学期体制をとるということだと思っております。櫻井委員長 よろしいですか。

この3つの柱というのはすごくわかりやすいと思うんですけども、背景と必要性のところで、背景で学力低下の問題と、こうくと低下してないんだったら、ちょっと言いすぎではないかなと思いますが、どんなものなんでしょう。学力低下不安の問題とか、それは神経質にならなくていいですかね。

教育指導課長 しかし、世論ということを考えますと、やはり落ちているのではないかということは、どこに行っても上がっているという声は残念ながら聞くことがないのは私としてはさびしい限りですが、保護者、区民、あるいは日本全国のそういう世論の中に、トータルとすれば落ちているのではないかと。それは学力だけではなくて、子どもたちの生活の実態、これは決して子どもに責任のあることではないわけですけども、社会環境も含めて落ちていると考えざるを得ないような要因、あるいは、ニートの問題とか、成人した方たちの行く末も含めて、子どもの意欲とか生き方ということを考えてときに多くの不安があるので、それを謙虚に受けとめて、その上で子どもに張り合いのある授業を提供していく、「確かな学力」を保障していくことが一番の根本的な解決になるのではないかという理念を持ちまして、こういうまとめ方というか、こういうふうに教育委員会として意識をしているんだということを明らかにした上で取り組んでいきたいという、一種決意のあらわれというふうに受けとめていただければよろしいかと思うのですが。よろしく願いいたします。

内藤委員 確かに学力低下を招いているのではないかというような、何と云ったらいいのかな、低下を食い止めるというよりも、これからの子どもたちが大人になっていく社会というのは僕らの時代と全く違って、コンピュータとか情報とか非常に多様な社会になっていくわけね。そういう社会で大人になっていくというか、社会人としてやっていくためには、だからこそ「確かな学力」が必要なんですよ。僕らの時代は丸暗記でも一夜漬けでも試験さえ受ければいいと。しかし、これからはそういう学力は通用しないと思う。だから、応用のき

く「確かな学力」が必要だと。そういうことはうたった方がいいと思う、新宿区の教育の方針としてそれは積極的に打って出るという姿勢が、これでももちろん読み取れるけれども、「確かな学力」の大事さということは積極的に訴えたらいいと思いますね。

それから、3本柱、これは言うまでもないことなんですけれども、たまたまあまりはつきり書いてないので申し上げますが、区費の非常勤講師の研修は、ここに「区費の非常勤講師の拡充を図る」と書いてありますが、「拡充」の「充」の方になるのかな。つまり、人を手当てすればいいということではなくて、非常勤講師についても教員の授業力の向上と同様、この人たちが教える力を持っているというか、養っていくということが大事なことだと思いますので、区費のその面の手当て、具体的に言えば予算の手当ても十分考えてやっていく必要があると思いますよね。

教育指導課長 ただいまいただきました御意見のうち、より積極的に新宿区の教育として打って出るためには、多様な社会に生きる子どもたちが、自分の人生を有意義に生きるだけでなく、有為な人材としても私たちは育てていかなければなりませんので、その点のいただきました御意見についてはさらに反映させてまいりたいと考えております。

2点目の区費講師の研修については、今、任用形態を研究中ではございますが、都費講師で都から配置されるのは1時間、2時間とかいう時間だけのことで、それ以外の研修に参加させたり義務付けたりすることがなかなかできないのですが、今回の区費ではそういう任用形態ではない形で、1日、週何十時間という中ですので、勤務時間の最初と最後が指定できるような形を考えております。ですから、その中で十分研修をしていただくようなシステムを、今改めて御意見もいただきましたので、その辺のことを考えてまいりたいということと、そうしたこともきちっと目配りしているということが外にもアピールされていくように、こうした資料の表現の研究を重ねてまいりたいと考えております。

ありがとうございました。

櫻井委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

これはきょうはどの程度までどういうふうにすればいいんですか。別に結論は要らないですね。いいんですか。いいですかね。

よろしいでしょうか。

委員協議会でも随分やってまいりましたし、討論を重ねてきたと思いますので。では、これで。

生涯学習振興課長 先ほど保留とさせていただきました「棧瓦葺」でございますけれども、

この棧瓦というのは本瓦以外のものを指すそうでございます。大変失礼いたしました。

櫻井委員長 本瓦以外のものを、要するにここに見える瓦が全部そうだということですね。

生涯学習振興課長 おっしゃるとおりです。

櫻井委員長 こういうものは、瓦を葺く職人がいなくなったらもうお終いですよね。

内藤委員 というか、これはやっぱり作りが違うと思うね。この瓦をつくらなきゃいけないからね。

櫻井委員長 わかりました。ありがとうございます。

閉 会

櫻井委員長 では、本日の教育委員会は以上で閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 6時20分閉会